

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険約款</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00002 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p><b>第25条</b> 日本貿易保険は、銀行に保険金を支払ったときは、<u>法第25条の規定に基づき保険金の支払のときに銀行の有していた当該荷為替手形により生ずる権利を支払った保険金の額の第5条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</u></p> <p>第26条～第34条 (略)</p> <p><b>附 則</b> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険約款</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00002 沿革 (略)</p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p><b>第25条</b> 日本貿易保険は、銀行に保険金を支払ったときは、<u>商法(明治32年法律第48号)第662条の規定に基づき保険金の支払のときに銀行の有していた当該荷為替手形により生ずる権利を支払った保険金の額の第5条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</u></p> <p>第26条～第34条 (略)</p>	